

監査委員事務局

1 定期監査等について

地方自治法(以下「法」という。)第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による監査を、次のとおり実施した。

対 象	範 囲	監 査 の 期 間
市長公室	令和3年度の財務に関する事務の 執行及び経営に係る事業の管理並 びに事務事業の執行	令和3年7月14日～ 令和4年2月17日
総務部		
財務部		
市民協働部		
生活環境部		
福祉部		
保健医療部		
産業経済部		
建設部		
都市計画部		
会計課		
消防局, 消防署		
上下水道局		
教育委員会		
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		
議会事務局		

2 検査について

法第235条の2第1項の規定による出納検査を、次のとおり実施した。

対 象	検 査 期 日
会計管理者及び上下水道事業 管理者の保管する現金の出納	令和3年4月26日, 5月25日, 6月25日, 7月26日, 8月25日, 9月27日, 10月25日, 11月29日, 12月24日, 令和4年1月25日, 2月28日, 3月25日

3 審査について

(1) 決算審査

法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和2年度の水戸市一般会計及び特別会計の決算	令和3年7月15日～8月6日
令和2年度の水戸市水道事業会計の決算	令和3年6月2日～8月6日
令和2年度の水戸市下水道事業会計の決算	令和3年6月2日～8月6日

(2) 基金の運用状況審査

法第241条第5項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和2年度の水戸市土地開発基金の運用状況	令和3年7月15日～8月6日

(3) 健全化判断比率等審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査を、次のとおり実施した。

対 象	審 査 の 期 間
令和3年度に算定した実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	令和3年7月16日～8月6日
令和3年度に算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類	令和3年7月16日～8月6日